

令和6年度川崎市脱炭素経営支援コンソーシアムの運營業務委託仕様書

1 目的

本市では、令和2年2月に2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを表明するとともに、令和4年3月には「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定し、脱炭素化に向けた取組を進めている。

脱炭素社会の実現は、行政単独の施策でできるものではなく、あらゆる主体が一丸となって取組を加速化させることが極めて重要であるが、経営資源の限られる中小企業においては、大企業ほど脱炭素化の取組が進んでいないのが現状である。

そこで、市内中小企業の脱炭素経営の取組を促進するため、金融機関や支援機関と連携して「川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）を令和5年9月1日付で創設し、中小企業の支援体制の整備及び中小企業の脱炭素経営支援を実施してきた。

令和6年度においても、引き続きコンソーシアムにおける中小企業の支援体制の整備や中小企業の脱炭素経営支援を行うため、コンソーシアムの運營業務委託を実施する。

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

3 履行場所

川崎市内 他

4 業務内容

(1) コンソーシアム参画団体向けのセミナーの運営

コンソーシアムの参画団体が出席する全体会（第1回：令和6年9月開催予定、第2回：令和7年3月開催予定）のうち、第2回の全体会において、セミナーを開催する。セミナーは、1時間程度とし、参画団体の職員等が脱炭素経営支援に関する知識を習得できる内容を企画・提案し、実施するものとする。

セミナーの開催にあたっては、講師との調整や資料準備・印刷、会場準備、進行等も受託者が行うものとする。

(2) コンソーシアム幹事会の運営支援

コンソーシアムにおける市内中小企業向けの支援メニューや支援体制、活動方針等について協議するため、川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム規約に定める幹事会（コンソーシアム参画団体のうち、本市を含めた6者で構成）を3回程度開催し、事前、当日の運営支援を行う。

なお、幹事会を3回開催する場合の想定スケジュールは次のとおり。

第1回：令和6年 7月

第2回：令和6年11月

第3回：令和7年 2月

幹事会の開催にあたっては、次の点を踏まえて実施するものとする。

- ・出席者が主体的に議論できるよう、事前準備として企画提案、資料作成・印刷等を行うとともに、当日のファシリテートを行うこと。
- ・資料作成にあたっては、(4)に定める情報収集や(5)に定めるヒアリングで得た情報を活用しながら行うこととする。
- ・資料作成や運営にあたっては、コンソーシアム各参画機関が主体的に中小企業の脱炭素化を支援していけるよう、考慮して実施すること。

(3) 事業者支援に基づく事例集の作成

コンソーシアムで行った脱炭素経営支援の結果(支援企業の基本情報、実施内容、実施結果等)をもとに、脱炭素経営事例集(令和5年度に作成したもの)の内容を更新する。具体的な更新内容は次のとおりとする。

- ・別途実施する、市内中小企業向け省エネルギー診断の結果を踏まえた取組事例の追加(A4・2ページ程度)
 - ・脱炭素経営を実践している中小企業の実例の追加(4件程度・A4・2ページ程度)
- ※事例の追加にあたっては、(5)に定めるヒアリングの結果も参考にすること。

なお、本事例集は、金融機関等の職員が企業訪問時に持参し、職員と企業とが一緒に自社の脱炭素経営を検討する際に活用することを想定している。

(4) 支援制度や先進事例の情報収集

国や県等、本市以外の補助金等の支援情報、中小企業による脱炭素経営に関する取組の先進事例の情報を随時収集し、川崎市に提供する。

(5) 市内中小企業のヒアリングの実施

川崎市が指定した5社程度を対象に、脱炭素経営に関する意識や、脱炭素経営の取組等について、ヒアリングを行い、結果をとりまとめる。

(6) 報告書の作成

上記(1)から(5)の業務について取りまとめ、本市へ報告書として提出する。提出物は電子データとし、PDF形式にて提出すること。

5 その他留意すべき事項

- (1) 当該業務にかかる一切の費用は、契約金額に含むものとする。
- (2) 本仕様書に基づき作成した成果物の所有権は、本市に帰属する。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない事項は、その都度協議して決定する。

【参考】

川崎市脱炭素経営支援コンソーシアムの概要については、下記URLや川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム規約を参考とすること。

●川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000158136.html>

川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム規約

令和5年9月1日制定

(名称)

第1条 本会は、川崎市脱炭素経営支援コンソーシアムと称する。(以下「本会」という。)

(目的)

第2条 本会は、市内中小企業の脱炭素経営の促進に向けて、金融機関や中小企業支援を行う団体等が互いに連携し、それぞれの特性を生かした総合的な支援を行うことを目的とする。

(取組内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる取組みを行う。

- 一 脱炭素に係る施策や先進事例等の情報共有
- 二 構成機関相互の連携の促進
- 三 構成機関職員向け研修の実施
- 四 中小企業向け支援ツール等の共有
- 五 その他本会の目的を達成するための活動

(構成機関)

第4条 本会は、その目的に賛同する各機関等（個人も含む。以下同じ。）で構成する。

- 2 構成機関等は、別表1に掲げる機関等とする。
- 3 本会に入会しようとする者は、幹事会の定めるところにより入会申込書を提出し、その承認を得なければならない。
- 4 本会を退会しようとする者は、書面によりその旨を本会に届けなければならない。

(幹事会)

第5条 本会には、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる機関により構成し、本会の運営に必要な主要事項を確認する。

(会長)

第6条 本会に会長1名を置く。

- 2 会長は会務を総理し本会を代表する。
- 3 会長は、幹事会の構成機関から互選とする。
- 4 会長の任期は1年間とする。

(事務局)

第7条 本会に運営に係る事務の処理等のため、事務局を置く。

2 事務局は、川崎市環境局脱炭素戦略推進室が担う。

(開催及び議決方法)

第8条 幹事会及び本会は、必要に応じ、書面又は電磁的方法により開催及び議決することができる。

(その他)

第9条 本会の構成機関は、本会の活動を通じて取得した非公開情報については適切に管理し、また本会の目的以外に使用しない。

2 本規約の改定は、幹事会で決定する。

3 この規約に定めるもののほか、本会の運営上必要な詳細事項は、本会に諮り別に定めるものとする。

附 則

この規約は、令和5年9月1日から施行する。

別表 1

<本会構成機関等>

株式会社三井住友銀行

株式会社りそな銀行

株式会社群馬銀行

株式会社きらぼし銀行

株式会社横浜銀行

株式会社阿波銀行

三井住友信託銀行株式会社

株式会社東日本銀行

株式会社神奈川銀行

横浜信用金庫

川崎信用金庫

さわやか信用金庫

城南信用金庫

株式会社商工組合中央金庫

株式会社日本政策金融公庫

東京海上日動火災保険株式会社

川崎市地球温暖化防止活動推進センター

川崎商工会議所

公益財団法人川崎市産業振興財団

川崎市工業団体連合会

川崎市 SDGs プラットフォーム

特定非営利活動法人 産業・環境創造リエゾンセンター

専修大学 経済学部 遠山教授

川崎市

別表 2

<幹事会>

株式会社きらぼし銀行

株式会社横浜銀行

川崎信用金庫

川崎商工会議所

公益財団法人川崎市産業振興財団

川崎市